## ヨルダン川西岸(パレスチナ自治区)における コミュニティと市民社会

田 中 香 織\*

# Community Development and Civil Society in West Bank of Jordan River, Palestine

TANAKA Kaori\*

### Abstract:

The mainstream discussions on civil society in Palestine have been focusing upon NGO and PO (People's Organization) sector. With severe lack of infrastructures development under the restrictive authorities (Egypt, Jordan, and Israel), it has been known that Palestinian society has developed rich NGO/POs in every field of its social lives. However, if we look at the community level social developmental activities, we can find much more constant and self-supportive activities in a traditional arena such as clans' society than modern NGOs and POs. In this paper, I will criticize the discussion which negates traditional societies as a part of civil society and will lay out significant aspects of civil society organizations' activities in the traditional arena of Palestine.

The analysis has been made based on the field research in several communities in West Bank. By listing up all social group activities in those communities, I have sort out three domains of their major activities: 1) formal, 2) semi-formal and 3) informal. Each domain is composed of 1) official institutions (local government and other national institutions), 2) NGOs and POs, and 3) groupings by personal relationships, mainly clans. I analyzed the roles of actors in the 3 domains and found out the particular importance and features of civil organizations in clans' society.

### はじめに

### 1. 市民社会論の現状と本研究の課題

開発援助を行う際に、途上国政府の権威主義的体制や責任制、透明性が問題視される一方で、グローバル化する経済の中で貧富の格差が一層広がっていく現状があり、そこで援助経路のオルタナティブとして、「市民社会」が注目されている。Larry Dia-

mondは、「市民社会」とは私的な領域と国家を媒介するもので、家族や娯楽組織などの内向的目的を持った偏狭な社会や、経済社会、政治社会を除いたもの(Diamond 1999: 221)であり、公共的な目的を志向すること、国家の変革や責任制・透明性を追及すること、多元主義・多様性を内包すること(Diamond 1999: 223)などの特徴を有するとしている。そして「市民社会組織」

<sup>\*</sup> 名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程

とは、以上のような定義や特徴に当てはまる社会組織である。

しかし実際に開発援助の現場で援助の受け口となる「市民社会組織」とは、開発関連のNGO集団であったり、一定領域の専門家集団であることが多いなど、政策理なわれている「市民社会」にはギャップが見受ける。同時に、各途上国・地域の市民社会」高は一本化されていなかったり、偏して会議論は一本化されていなかった場合がある。これは「市民社会」議論が錯綜しての定義や位置づけがあっても、定義のものを組織」の範囲にずれが生じていることが一因だと言える。

「市民社会」という概念が途上国援助のキ ーワードの一つとして好んで使われている 現状を考えると、以上のような議論の混乱 は避けられるべきで、より一本化した理解 を共有することが急がれなければならない。 本論文では、上述したLarry Diamondの定義 に基づき、パレスチナ社会における市民社 会議論の現状を批判的に検証し、その偏り を指摘する。その上で、複数の共同体にお けるコミュニティ開発活動の事例研究を軸 に、同地域の「市民社会」の実像の一端を 示すことを目指す。このような実証研究の 蓄積が、錯綜する市民社会論を整理してい くうえで欠かせず、同時に「市民社会」を より正しく捉えることによって、より効果 的な開発援助も可能となるだろう。

2.パレスチナ自治区の市民社会論の潮流と問題点

本稿が取り扱うパレスチナ自治区におい

て、市民社会に関する議論の主な潮流とし ては、(1)市民社会組織の成立過程を紛争 下社会における社会・経済・政治的要因か ら明らかにしたもの、(2)自治政府設立後 の民主化の騎手としてNGOの可能性を論じ たものが挙げられる。(1)に関しては、占 領政府への抵抗運動を、自らの政府がない 状態で行ってきたこと、制度構築や社会・ 公共サービスの提供が国際援助を受けなが ら住民主体で行われてきたこと、PLOが占 領地内の各種社会組織への資金的・政治的 コミットメントを通じて政治闘争を行って きたことなどが、現地社会における豊富な 市民社会組織の設立要因として論じられて いる。(2)に関しては、自治政府の権威主 義的体制への批判と、一定の政治力を持っ たNGO集団による民主化圧力の可能性につ いてよく議論されている。以上の議論の中 で、中心的に取り扱われている市民社会組 織は、1970年代から1980年代(特に1989年 から1991年の第一次インティファーダ期) に設立された近代的開発・人権型NGOであ り、西欧的な人権や民主主義や近代的開発 の概念を理念においた組織が多い。

以上のように、パレスチナ社会における市民社会に関する議論の主要なものは、他の中東諸国の市民社会議論に比べ、市民社会組織の存在や活発性をより強く主張するものではあるが、市民社会や市民社会制におけるは特定の紛争要因や各政治体制におけるは特定の紛争要因や各政治体制における下民社会組織それ自体が地域社会の中で捉えられていることが多くでどのよる機能を果たしているかという分析はあまりなされていない。それによって現地社会の多様な社会構造の中に存在する社会組織の実情を捉え切れないままに、市民社会

が論じられているように見える。この点で特に、開発・人権・アドボカシー型のNGOがパレスチナ市民社会の中心的組織として議論されており、地域社会における住民生活の視点から社会組織を眺めた場合、伝統的社会構造に基づいた社会組織が、住民生活を支え開発していく面で、専門的NGO集団よりも重要な役割を果たしている局面があるが、これが見えてこない。

市民社会組織が真に実効的な機能を果た しているかどうか、あるいは市民社会組織 自体が存在するかどうかということは、国 家や政治体制との関係性からのみ論じるこ とはできない。地域社会との関係性の中で 各種社会組織が地域住民に提供している役 割を見ていくことで、その地域にどのよう な特質を持った実効的な市民社会組織が存 在するかということが明らかになり、さら にそれがその地域の市民社会の特質自体を 特定していくための足がかりとなる。また、 地域社会との関係性の中で市民社会組織を 捉える場合、その地域の伝統や固有性を十 分に加味しながら議論していくことで、よ り実態的な像が得られるはずである。本論 文では以上の視点を持ちながらヨルダン川 西岸地区の社会組織の分析を行う。

方法として、ヨルダン川西岸の4つのコミュニティにおける現地調査に基づき、それぞれのコミュニティにおける開発活動の担い手と、それぞれの活動と機能を分析する。現在のヨルダン川西岸とガザ地区に当たる地域は、イギリスによる委任統治(1918~1948年)後、第一次中東戦争(1948~1949年)を経て、それぞれヨルダン、エジプトにより統治され、続いて1967年の第3次中東戦争後から1994年のパレスチナ自

治政府発足に至るまで、イスラエル占領政府の統治下におかれてきた。このような政治変動を背景に、同地域のコミュニティ開発がどのような主体によりどのような活動によってなされてきたかという視点を切り口に、各種社会組織が果たしてきた役割を地域的文脈で論じることによって、パレスチナ市民社会の特質の一端を明らかにしたい。

### 3 . パレスチナ自治区の地方政府機構と調査 対象地の概要<sup>2</sup>

1993年のオスロ合意後、1994年にパレスチ ナ自治政府が設立され、ヨルダン川西岸と ガザ地域の限定された地域における行政・ 軍事的権限が、イスラエル占領政府より自 治政府に移管された<sup>3</sup>。国際社会の援助を受 け、自治政府が主導する制度構築が進み、 地方政府機構も新たに整備された。地方の 行政単位はより細分化され、地方自治体数 は139から498になり、全ての自治体は地方 政府省の管轄下におかれた(図1参照)⁴。 地方自治体の単位は人口規模に応じて3つ に区分される。人口5000人以上か、5000人 に満たないがインフラが比較的よく整った コミュニティにはMunicipality、人口5000人 以下のコミュニティにはVillage Councilが置 かれ、さらに人口500人以下の過疎地域には Rural Village Unitが設置された。コミュニ ティ開発に関する基礎的な行政権限が地方 自治体に移譲され5、政策立案・行政組織と なっている各地方自治体の評議会は、占領 時代に疲弊したインフラの整備・開発を中心 に、コミュニティの発展に努めている。

本稿は、ヨルダン川西岸とヨルダンにおいて1年間の留学の際に行った調査(2000

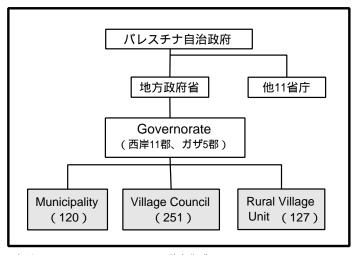


図1 パレスチナ自治区の地方政府機構

(出所 PASSIA (2001: 289)より著者作成)

年8月~2001年7月)と、2002年度と2003 年度の9月から10月にかけてそれぞれ約一 ヶ月ずつ行った現地調査で得た資料・情報 の分析に基づくものである。主な調査対象 となったコミュニティは、人口約9000人の 西岸中北部にあるMunicipalityレベルの町サ ルフィットと、西岸の中心都市ラマッラー 近郊の illage Councilレベルの3つの村、 アブ・シュケイデム(人口約1500人) クー バ(人口約3500人) マズラア・アルキブリ エ(人口約4000人)である。どのコミュニ ティもムスリム人口が100%であり、政治的 にはファタハ系が大多数で穏健な地域であ る。またどのコミュニティも、主要産業は オリーブ生産を中心とする農業で、同セク ターで労働人口が最大となっており(40~ 50%) 、続いて公務員と民間のホワイト・ カラー層(30~35%) 建設業中心の日雇い 労働者(15~20%)の順になっている。失 業率は日雇い労働者を中心に30~50%に昇 り、第2次インティファーダの発生後は経 済的疲弊が大変厳しくなっている<sup>7</sup>。

サルフィットは自治区全体のオリーブ生 産の25%のシェアを保持しており、西岸の 中心部にあるという地理的な好条件にも恵 まれ、基礎インフラの整備も進んでおり、 120あるMunicipalityレベルの町の中では比 較的豊かなコミュニティと言える。また現 在も、精力的な評議会によって複数の開発 プロジェクトの呼び込みに成功している。 Village councilレベルの3村は、ほかの多く の村と同様に、評議会の財政は大変貧しく、 評議員自体が無給のボランティアとして働 く状態である。電気・上水道は届いている が、村全体はカバーしていず、設備も大変 老朽化している。下水道はなく、汲み取り 式の回収車による処分をする。ゴミ回収車 両の増加、幼稚園や小・中学校の建設・建 て増し、恒常的に開いている診療所の設置 等、数々のインフラ整備が緊急に必要とさ れている。

ヨルダン川西岸のコミュニティ開 発の現状

### 1.コミュニティ開発に関わる3領域

現在のヨルダン川西岸とガザ地区に当たる地域は、これまでイギリス、ヨルダン(於ヨルダン川西岸)、エジプト(於ガザ地区)、イスラエルにより統治されてきた。どの支配政権も、現地社会内部の自立的な政治的組織の発展を抑え、地方自治体の機能・権限や、各種団体の設置やその活動について厳しく規制する一方で、前向きの開発努力をほとんど行ってこなかった。1990年代前半に自治政府の発足前後に行われた現地社会の社会経済調査では、各地の基礎インフラの大変な疲弊ぶりを報告している。

このような特殊な社会・政治情勢下で、 現地では、海外在住のパレスチナ人やアラ ブ諸国や欧米からの援助を受けながら、住 民自らが社会の制度構築を行い、社会・公 共サービスを提供してきたという歴史的経 **緯があり、市民社会組織が活発であること** がよく知られている。 しかし上述したよう に、その焦点は特に国際社会やアラブ諸国 等からのキャッシュ・フローを受けた NGO・PO (People's Organization) いによる 種々の開発プロセスの展開に当てられてお り、パレスチナの伝統的社会構造に基づい た社会組織などは、住民生活を維持する上 で決定的な役割を果たしてきたにもかかわ らず、あまり取り上げられていない。特に 日常の住民生活においては、パレスチナ社 会の基底的社会単位となっている氏族集団 (=親族集団、後述)が、住民ニーズに包括 的にこたえる主要な組織として機能してい ることが多い。

以上のような氏族社会の役割や現地社会における社会的比重の大きさを考えた場合、氏族社会やその内部組織は、同地域の市民社会を議論するうえで欠かしてはならない要素である。したがって以下では、この氏集団に焦点を置きながら、ヨルダンンの市民社会関係性よりでのいて分析する。国家との関係性よりも、地域社会における役割・機能に注明していくことは既に述べたが、この際各コミュニティにおける主要な課題がコミュニティにおける主要な課題がコミュニティにおける主要な課題がコミュニティにおける主要な課題がコミュニティに開発にあることを踏まえ、特に開発活動を担う主体と機能について分析したい。

まず、調査対象となったコミュニティ内における開発にかかわる社会組織を可能な限りリストアップし、活動内容・機能の違いにより分類すると、コミュニティレベルの開発活動は、以下の3つの領域における各主体により役割分担されていることがわかる1。

### インフォーマルな領域:

血縁・姻戚関係や私的な個人関係に基づく社会開発活動。氏族集団や氏族集団内の組織が中心的位置を占める。その機能は、貧困家庭援助、相互扶助活動、社会的弱者の取り込み等。

#### 半公的領域:

複数の個人によって、私的な個人関係にのみ頼らずに、共通の目的のために設立された社会組織が行う社会開発活動。 NGO・POが主体。その機能は、行政機関の不備を補い社会・公共サービス(教育、保健・医療、農業開発、文化・スポーツ活動等の分野で活発)の提供を行うこと、 各種社会セクターのエンパワーメント、 反占領の政治的アドボカシー活動等。

### 公的領域:

公共機関による開発活動。コミュニティにベースを置く組織としては地方自治体が中心となる。その機能は、公共サービスの提供、基礎的インフラ整備(道路、下水道、学校、電気、公園等)、各種プロジェクトの誘致等。

以下では、これら3領域における個々の 主体の役割を考察する。

# 2.インフォーマルな領域 氏族集団・氏族 委員会

### 2 - 1 . 氏族社会における社会開発活動

中東社会における個人の行動はイスラム的規範や文化的秩序から強い影響を受けており(Hilal & El-Malki 1997: 2-3)、多くの国・地域で個人や家族間における相互扶助の慣習がある。パレスチナ地域では、紛争下における社会・経済的疲弊や政治情勢に対応し、このインフォーマルなレベルでもた。同時による自治区管理体制が個々のコミュニティを孤立させていく形で展開されたため、地域内での相互扶助活動は、コミュニティ地域内での相互扶助活動は、コミュニティや各家族の存続のためにその重要性を増してきた。

地方自治体がコミュニティ全体の開発課題を取り扱い、NGO・POセクターは、地域・サービス領域においてスポット的な開発活動を行うのに対し、インフォーマルな領域での地域的な開発活動は、個人や世帯を単位として社会的弱者層に多く向けられ

ている。具体的には、親族間、近隣世帯や友人間、職場の同僚の間などで行われている貧困家庭援助、相互扶助活動、社会的弱者の取り込み等が挙げられる。この私的な個人関係に基づく社会開発活動において、中心的な存在となっているのは親族集団は、「である。パレスチナにおける親族集団は、「で族」(アラビア語で「ハモーラ(Hamoula)」<sup>12</sup>と呼ばれており、氏族はパレスチナ社会を構成する基底的な社会単位となっている。氏族は部族の下位レベルに位置づけられる、父系の親族集団であり、人口規模は数十人から数百人に及び、一つのコミュニティは複数の氏族から構成される<sup>13</sup>。

西岸の調査研究機関であるMASによる と14、相互扶助活動を氏族内家族(=親族) に行っている西岸の世帯は全体の48%、氏 族外家族に行っている世帯は36.9%である。 援助の形態は69.9%が現金、11.4%がサービ ス、9.4%が物資等である。各世帯の一ヶ月 の収入内訳のうち、海外送金を含む親族か らの援助は4.9%を占め、主要な公的援助機 関(UNRWA、ザカート委員会、自治政府 社会省等)からの援助は全体で3.3%である から、フォーマルな援助組織よりも親族間 の相互扶助のほうの比重が高くなっている。 また援助を行っている世帯のうち、40.1%が 自らの氏族内家族を対象に行っている。以 上のデータより、セーフティ・ネットとし ての社会開発活動における、親族間の相互 扶助活動の重要性と中心性が伺える。

また、氏族内の各家族による個別の相互 扶助活動のほかに、各氏族は氏族内メンバーに対してより組織的な社会サービスも行っている。多くの氏族はDiwanと呼ばれる氏族内行政組織を持ち、氏族内の貧困家族や 社会的弱者層を組織的に支援する仕組みを持つ。Diwanは、16~18歳以上の男子をメンバーとする<sup>15</sup>総会で選ばれた代表者による委員会である。このDiwanの主な活動は、定期的に会合を設け、氏族内家族の近況に関する情報交換をし、貧困家庭やその他氏族内世帯に関するあらゆる種類のニーズをつかみ、必要な援助を行うことである。普通Diwanは各世帯家族から一定の金額を徴収した「金箱」を運営し、それを財源に氏族内世帯の援助を行う。

図2にはサルフィット町の氏族AのDiwan

における取り組みの事例を示した。この氏族では、氏族内の家族が血縁関係の強さによりさらに3つの枝部「ファヘズ」に分かれており、各ファヘズから数人ずつ代表者が選ばれてDiwanを構成している。Diwanは毎月の開催が基本だが、その他に必要に応じて毎週決まった曜日に集まる。集合場所は、現在海外に居住する氏族内の一家族が10年程前に寄付をした建物である。会合では、委員がお茶やジュースを飲みながら、氏族内家族の近況を話し合い、特に貧困状況が厳しいような家庭があれば、「金箱」か

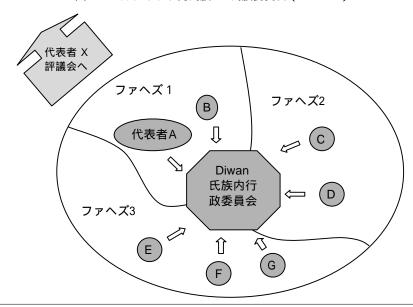


図2 サルフィット内氏族Aの氏族委員会 ("Diwan")

構造:全593人、207世帯。血縁関係の強度によりさらに3つの枝部「ファヘズ」に分かれる。

<u>氏族委員会(Diwan)</u>: 18歳以上の男子をメンバーとする総会で、 1 ~ 2 年ごとに 5 ~ 10人ほどが選出される。 各ファヘズから選出。

Diwanの活動内容(毎月開催が基本。委員のほかに氏族メンバーは誰でも参加が可):

- 1.会合で、氏族内世帯家族の近況を報告しあい、ニーズを把握。
- 2. 氏族内の統計資料を作成し、各世帯家族の社会・経済状況を把握。相互扶助活動や貧困家庭援助に役立てる。
- 3. 各世帯家族から毎月集金し、基金にする。月 5 NIS(=約150円弱)×207家族=毎月約31,000円。現在の主な使い道は貧困家庭への一時的援助。
- 4.援助金が政府やNGO、個人から渡された場合、貧困家庭に分配する。
- 5.必要に応じて総会を開催。例:評議会へ送る代表者を選出するときなど。

(出所 2002年9月、A氏族内Diwan委員会でのインタビュー)

ら一定額の援助をすることを合意する。また一般に氏族内の相互扶助活動は物質的援助のほか多様な社会サービスの形でも行われており、この氏族では各世帯主の職種・就業状況や世帯構造、医者・教師などの技術的資格者や大学生の専門領域などを記した統計資料を作成し、氏族内の人的・物的資源を活用した氏族コミュニティ全体の強化に努めようとしている<sup>16</sup>。

### 2 - 2 . 氏族社会における市民社会の領域と 「偏狭な社会」の領域

氏族内の総会やDiwan委員会が男性によっ て占められているように、これらの活動は 概ね男性によって行われている。氏族社会 における「公」の領域は、男性により占め られ、女性は家庭の中に居て夫や息子たち に仕えるという概念はパレスチナ社会にも まだ存在する。例えば、より伝統性の強い 氏族の中では、男女間の権力関係がより鮮 鋭に反映された氏族内システムを保持して おり、女性の種々の権利が侵害されている ところも少なくない。市民社会の多元性や 多様性という特徴と、家父長制的な硬直化 した構造的支配は両立しない。個人間の関 係に絶対的な権力関係を位置付けるような 価値規範をもとに形成されている組織は、 貧困家庭援助などの機能を果たしていたと しても、市民社会組織に数えられるべきで はないだろう。

ただパレスチナ女性の男性に対する地位は、他のアラブ諸国における女性のそれに比べて優位にあると考える。その理由として、イスラエル社会からの影響、難民や海外移住者を通しての外国文化との接触、またインティファーダ期の抵抗運動の中で女

性の活躍を通じての女性の社会的進出が進んだこと、そして占領に対する国際社会への訴えなどの対外的運動が、イスラエルの非民主主義性や人権の蹂躙などの観念を軸に繰り広げられてきており、西欧的民主主義や人権概念がよく浸透していることなどが挙げられるだろう。

氏族社会においては特に、家父長制的なシ ステムで運営されてきた歴史があるため、事 例研究で示されたようにやはり女性の「公」 領域への進出は遅れているが、意識的変化 は多く見受けられる。例えばA氏族委員会の 委員の一人は、氏族の成人メンバーは18歳 以上の全員であり女性も含むとしていた。 しかし実質的に会合への女性の参加はなく、 その理由は女性個々人の意志の問題という ことで、女性に選択権がある。同氏族内の ある女性によれば、彼女の不参加の理由と しては、「女性は(外で働いている場合その) 仕事のほかに、家庭での仕事があり忙しい。 女性には女性の、男性には男性の仕事があ る。」ということで、女性も男性と同じ権利 を持つという認識を持ちながらも、氏族社 会やあるいは社交場面における男女の「家 庭」と「家庭の外」における役割分担とい う慣習的な観念を保持していたい。

この例からは、男女間の権力関係を反映した価値規範が必ずしも存在していないことが伺える。むしろ男性と女性の社会的活動の場を分断する社会慣習や宗教規範による影響が強いといえよう。また同時に、この女性が男女間の「公私」の場での役割分担を積極的に受け入れているのには、男性(夫)が家族の代表として女性(妻)の声も代弁しているという理解があるからである。一般に氏族社会内での「私的」な場での集

まりは、女性を中心とする場になっている ことも多く、「私的」な場で話された内容は 男性を通じて「公」の場へ持ち込まれる。 このような仕組みは、宗教思想や文化的価 値概念などを反映したその地域固有の合理 的な社会システムであるかもしれず、一概 にジェンダー問題を孕んだ社会システムと 位置づけることは出来ないだろう18。少なく とも上記氏族の例では、女性の声は氏族委 員会の中に反映されており、男性による氏 族運営に関して女性の暗黙の合意があると 考えられており、氏族委員会は女性を含め た氏族メンバー全体の福利厚生のために機 能することを理念的に目的としているので ある。そして実際に、寡婦世帯への援助や 女性教育支援等も含めた氏族内での相互扶 助活動が日常的に行われている。

したがって、パレスチナ氏族社会には、 市民社会の領域も存在するし、「偏狭な社会」 も存在するといえる。特に各氏族の行政組 織である氏族委員会は、市民社会組織とし てとらえられるものや、家父長制的権力関 係によって硬直的に維持されているもの、 そしてその間に位置するものが存在してい るといえる。このような存在形態の多様性 は、氏族社会を基底的社会構造特質とする パレスチナ社会において、「市民社会組織」 がパレスチナ近代史とともに成長してきた 発展過程を反映しており、「偏狭な社会」に 解過程を反映しており、「偏狭な社会」に 属する組織も今後の変容が望めないわけで はないだろう。

いずれにせよ、氏族社会内組織やシステムが、疲弊するパレスチナ社会を存続させる上で果たしてきた本質的な役割を考えると、氏族社会内の大きな一角を占める市民社会組織はパレスチナの市民社会を論じる

上で欠かしてはならない要素である。そして、「偏狭な社会」における社会組織の反市 民社会的といえる特質も明らかにされてい くことが必要であろう。

### 2 - 3 . 氏族社会と地方自治体との関連

後述するように、各コミュニティの評議会は、各氏族から選ばれた代表者が集まった氏族代表者委員会としての特質を持っている。以上のような氏族集団内部の結束をみると、族から代表者として送られた評議員がれたでは、できる。氏族集団をコミュンが推測できる。氏族集団をコミュンでとらえると、地方自治体と構造的では、大族集団内で理解されているニーズが一定程度自治体に反映される仕組みがある。

しかし一方で、新しく行政的にまとめられた移民や難民の社会組織も少数ではあるが存在し、それらは氏族集団に比べ組織的凝集性が弱くなっている。そのため同組織内で行われている種々の活動が一般の氏族集団に比べて手薄であったり、評議員の代表性が弱い等のマイナス面が考えられる。

さらに評議員によって代表されない氏族・他集団や、複数の評議員が選ばれている氏族・他集団も多く存在する。例えばサルフィット町の場合、氏族が17集団、「48年難民」<sup>19</sup>による難民コミュニティが1集団、移民の集合体が1集団あり、全部で19集団あるのに対し、選出された評議員数は12人、現在は11人になっているので、8集団を代表する評議員がいない。他の調査対象地であるアブ・シュケイデム村の場合、5つの

氏族集団と、1つの移民集合体があり、評議員数は6人である。クーバ村には、全部で7つの氏族・移民集団があるのに対し、評議員数は12人である。したがって、Municipalityレベルでは評議員によって代表されていない集団が多く存在する可能性が高く、Village Councilレベルの村になると、集団の数は一桁台であることが多いため、集団数をそのまま反映した評議員数であるか、1つの集団から複数の評議員が選ばれることになる。

つまり、小規模コミュニティのほうが、 評議会の氏族代表者委員会としての性格は 強く、伝統的なコミュニティとしての凝集 性も強いため、社会的弱者層が一層取り込 まれやすくなっているのに対して、コミュ ニティの規模が大きくなった場合、評議会 の運営において伝統的な社会構造が否定的 に作用したり、より都市的な行政運営が求 められるだろう点が指摘できる。

### 3.NGO·PO

続いて、パレスチナ市民社会論で中心的に議論されているNGO・POの活動状況を概観する。

上述したように、イスラエル占領政府は 占領地のインフラ開発に関心を払わず、逆 に厳しく規制的なコントロールを行い、一 方で地方自治体の行政権限や財源は大変限 られていたため、このような行政セクター の不備を補うために、多数のNGO・POが実 質的な公的・準公的サービスを行う組織と して発達していった。アラブ諸国やアラブ 諸国の援助を受けたPLO、さらに国連をは じめ早くから占領地住民の援助を行って民 た西欧を中心とする国際社会が、これら民 間の現地組織への支援を通じて現地社会の援助を行ってきたことが、このセクターの成長の背景にある。またPLOは自らの現地支部としてNGO・POを設置・吸収・利用していったため、これら組織は政治的役割も持っていた<sup>20</sup>。

自治政府発足後から第2次インティファ ーダ以前に行われた調査によると、NGO・ POセクターの活動状況は以下の通りである。 (1)同セクターが最も活発な分野は保健・ 医療や教育分野であり、1996年初期に NGO・POセクターにより行われていた保 健・医療サービスは、プライマリー・ヘル スケア・サービスの約60%、同セクター運 営の病院は全体の42%に及ぶ(World Bank 1997)。1993年時点でNGO・PO所属の医師は 全体の6割、歯科医・薬剤師は9割、看護 婦は5割に昇る(Birzeit University 1997)。 しかし自治政府が設置されて以来、政府機 関として吸収された団体も多い。(2)教育 分野では、幼稚園の99%、一般教育機関の 12%が民間セクターにより運営され、NGO・ POセクターは教育省と協力関係を保ちなが ら、カリキュラムの整備や課外・文化活動 の運営も行っている。(3)他に同セクター が目立つ分野は、農業、貧困緩和、低コス ト建設プログラム、マイクロ・プロジェクト 等である。農業はパレスチナ社会の基幹産 業であり、歴史的に多くの住民組織が形成 され、関連サービスの大半をNGO・POセク ターが担っている。(4)また、同セクター の労働総数は2万から3万で、1995年時点 の実質労働人口中5~6%を占める(Sullivan 1996)。これにボランティア・スタッフ を加えると数倍になり、さらにPOである草 の根組織の会員を含めると関係者は膨大と

なる。現地研究機関の一つは、労働人口総数の29%がボランティア・福祉組織等の機関に関わり、23%が通商組合に参加し、15%が政治的組織に関わっているとしている(Birzeit University 1997)。また、サービス・セクター内における非営利セクターの割合は37%で、これはヨルダンの6倍である。さらに非営利セクターは営利セクターに比べ平均スタッフ数は4倍、女性スタッフの割合は2倍であり、平均賃金や生産率も大きく上回り、非営利セクターの有能な人材や効率的な運営状況が推測できる(MAS 1997)。

自治政府発足後、ファタハ系を中心としたNGO・POが政府に吸収される一方で、左派系を中心とするNGO・POと自治政府間での政治的・財政的競合が表面化した。活発なアドボカシーNGO団体が政府の汚職・腐敗・非民主性を批判し、市民社会組織としての自立性を、主にNGO法の設定をめぐって確立しようとしていく一方で、各省庁・セクターレベルでは現場のニーズに基づいて政府とNGO間の協働体制が組織されていった。第2次インティファーダ後のイスラ

エル軍による攻撃や各種締め付け政策により、政府機関は壊滅的な打撃を受け、一般住民の生活も一層厳しさを増す同社会において、NGO・POセクターの重要性は再び高まっている。

コミュニティレベルでのNGO・POの活動 状況は、コミュニティの規模により大きく 異なる。Municipalityレベルでは複数のNGO がその地域に基盤を置き活動しており、多 くのPO組織があるのに対して(表1参照) Village Councilレベル以下の村ではNGOはプ ロジェクトを一時的に運んでくる団体とし て存在することが多い21。3つの調査村にお いても、村に基盤を置くNGOはなかった。 またPO組織も少数で、3村全体で、若者向 けのスポーツ・クラブが男女別に1つずつ、 物産販売を目的とした婦人組合が1つ、プ ロジェクト誘致を目的とした農家組合が1 つ存在するのみである。特徴として、NGO は、政府機関の未熟な部門を補う専門家集 団として機能するか、対占領の人権集団と して存在し、PO組織は社会内部の脆弱なセ クターが、エンパワーメントのために連携 し形成していたり(負傷者連合や障害者組

表 1 サルフィット町のNGO・POリスト

1	サルフィット女性福祉協会	11	床屋組合
2	サルフィット・オリーブ期の協同組合	12	患者協会とマアン・センター
3	サルフィット地域農業販売組合	13	農業組合
4	消費者保護組合	14	福祉・復興委員会
5	赤新月社	15	パレスチナの負傷者連合
6	サルフィット・女性スポーツクラブ	16	商工会
7	サルフィット・スポーツクラブ	17	パレスチナ・看護婦委員会
8	捕われたパレスチナ人クラブ	18	文化と芸術の泉センター
9	労働者組合	19	専門者組合
10	パレスチナ・障害者組合	20	技術者組合

(出所 サルフィットNational Instituteでの入手資料より著者作成)

合、女性福祉協会他 ) あるいは開発援助プロジェクトの受け皿として形成された組織 も少なくない等の点が挙げられる。

以上のように、パレスチナ市民社会のキ ー・セクターとして議論されることの多い NGO・POは、政府サービスの不足を補って 大変多様な分野で活動を展開していると共 に、自治政府の問題性を糾弾し、国家の責 任性・透明性を高めていく上で活発な組織 も多い。一方で同組織の活動や役割を地域 的視点で眺めた場合、専門的NGO集団が運 んでくるのは一時的な物資・サービス援助 であったり、医療・教育機関等公共サービ スを補う形のものが多い。また小規模コミ ュニティにおいては、NGOにほとんどアク セスがないものも多い。したがって、コミ ュニティの開発を進める上で主役となるの はやはり評議会を中心とする自治体である。 しかし、以下で述べるように、自治体は財 政難に悩まされており、外部から開発援助 プロジェクトを誘致することが主な仕事と なっているような状態で、社会開発等のソ フト面でのサービスのほとんどは、国際社 会、自治政府、NGO等からの援助や、イン フォーマルな領域における氏族社会内での 活動に依存しているのである。

### 4. 地方自治体

最後に、公的領域におけるコミュニティ 開発の担い手として地方自治体の特質と役割について述べる。

イスラエル占領政府の統治下(1967年~1994年)で、ヨルダン川西岸とガザ地区における地方政府は、MunicipalityとVillage Councilの形で存在し、その他の比較的小規模な町や村には、「ムフタール」(Muhtar)

と呼ばれるその地域の名士であり長老的存 在である人物により統治されてきた。占領 政府統治下で、MunicipalityやVillage Councilを対象にした地方選挙は、ヨルダン川西岸 においては、1972年と1976年に行われたの みで、その後は空いたポストが出た度に評 議員を補充する形で運営されてきた。上述 したように、パレスチナ社会における氏族 集団は、同社会を構成する基底的組織とな っており、コミュニティ内の政治のあり方 にも大きな影響を与えてきた。特に、一定 の選挙プロセスがあっても同社会における 評議会の実態は各氏族からの代表者を集め た「氏族代表者委員会」という形で存在し、 欠員の補充も同じ氏族から新しい代表者を 加えるという手順で行われてきた。

自治政府が設置されてから地方政府機構の再編が進み、オスマン帝国時代から続く「ムフタール」職は廃止され、各コミュニティごとに評議会が置かれ、地方政府機構上述したMunicipalityとVillage Councilに加え、Rural Village Unitの3つのレベルに区分された(表2参照)。これに伴い、新しい評議員の選出が各地で行われた。一定の形式に基づく選挙が行われたコミュニティもあったが、基本的には全てローカルなトで、本が、基本的には全てローカルな条件は自治政府により承認されることのみである。結果として、評議会の基本的な特質として各氏族代表を集めた委員会であるということは現在も変わっていない。

以上のように、ムフタール職にしても評議会にしても、パレスチナの地方自治体は 伝統的な社会構造の上に組織されてきていることがわかる。占領政府の時代には地方自治体に対する政府からの締め付けや権限

表 2 パレスチナ自治政府設立前後の地方自治体数の変化

	自治政府設立以前	以後
Municipality	30	120
Village council	109	251
Rural village		127
合計	139	498

(出所 2003年9月、地方政府省でのインタビュー)

の矮小化がある一方で、地方自治体の代表者たちが地方名士や氏族の代表者であることで、ローカルなコミュニティに対しての積極的な取り組みが期待されているという構図もあり、多くのコミュニティの代表者たちは、イスラエル軍の占領政策への対応や、村の開発ニーズや貧困家庭援助について協議したり、コミュニティの開発のために努力してきた。

自治政府発足後には新たに行政機構が整 備され、多くの地方自治体が新設されると 同時に、各自治体に基礎インフラに関わる。 ものを中心にいくつかの行政権限が移組織 たため、評議会は政策立案・行政執行組織自 たため、評議会は政策立案・行政執行政執行として一定の自治を持ち活動している通過であいる。 治政府としての自治を持ち活動してにより を動きが政権にも流れ出しで疲弊したインフト も重要な仕事は占領下で疲弊したインフト も重要な仕事は占領であり、そのためのプロジェクト を動きであり、そのためのプロでの自治を表 の整備であり、そのためのプロでも のをである。したがって、かつての自治を が、近年ではより実務的な能力を持った人 間が選ばれる傾向がみられる<sup>2</sup>。

現在の多くの地方自治体が抱える課題は、 第一に財政難である。Municipalityレベルで は各評議員が自治体内の要職に就き、事 務・技術職員を抱えている一方で、Village CouncilとRural Village Unitのレベルでは、 行財政が大変厳しく、評議員の給料の予算もなく、評議員自体がボランティアとして働いているケースが約7~8割にのぼる<sup>23</sup>。 Vilalge CouncilやRural Village Unitの評議員たちは、他に生計を立てる「本職」を持ちながら、例えば週に一度仕事が終わった夕方に集会を開き、評議員としての仕事を行うなど、村の開発課題を一手に担ってフルに活動していけるような状態にはない。評議員が集会を行う事務所さえも、家賃を払って借り入れしている場合も少なくない。

調査対象地では、村や町の伝統的な構造がコミュニティとしての凝集性を増しており、各村や町のニーズは比較的よく議論されていた。しかしそれを解消するために自治体ができることは、外部社会から援助を呼び込むことのみである。一方で住民の日々のニーズは益々増加していっており、同時に特に小規模コミュニティでは援助プロジェクトの呼び込みも簡単には成功せず、このような現状に自助的に答えているのが氏族社会内における各種の援助・相互扶助活動なのである。

終わりに ヨルダン川西岸のコミュニティからみたパレスチナ市民 社会

「市民社会」は市民革命を経た後で、伝統

的(封建的)社会から解放された個人によって成立するとする議論もまだ多いが、そのような革命なく開発を進める途上国・地域にとって、伝統的な社会構造との関連を無視して各種組織の発展形態を分析することは出来ない。逆に途上国・地域の市民社会を歴史的にとらえるには、その地域の社会構造や社会システムの変動を包含させつつ分析していく必要がある。そうした上で初めて各地域特有の市民社会の姿が見えてくるはずである。

このような視点から、ヨルダン川西岸の コミュニティレベルに限定し、市民社会組 織の活動を見た場合、NGO・POに限らない 住民主体の自立的な社会開発プロセスが伺 えた。従来のパレスチナ市民社会論で強調 されてきたNGO・POの活動の他に、氏族社 会を中心にしたインフォーマルな領域にお ける各種社会活動が、住民の生活を維持し 向上させていく上で、また住民を組織化し エンパワーメントする面で本質的な役割を 果たしていることがわかり、パレスチナに おける市民社会を議論する上で重要な要素 であることを確認した。特に地域的視点で 各種組織の活動状況を分析した場合、氏族 社会内組織は住民にとってNGOやPOよりも 大変身近な組織であり、疲弊するパレスチ ナ社会を常に下支えしている面が見えてき た。

他に、伝統的社会構造に基づいたコミュニティにおける市民社会の特徴として以下のことが指摘できる。まず、地方自治体の評議会が氏族代表者委員会の特質を持っていることに端的に見られるように、市民社会の領域と政治領域の区分が明確でない。これによって両者の緊張関係から生まれる

政府の民主主義的な変革を促す力が弱くなっている。一方で、政治領域や市民社会領域を貫いて存在する氏族共同体としての観念は、氏族指導層へ包括的な責任性を要求し、組織内での諸活動が成員全体のニーズを満たすような公共目的を帯びさせるシステムを内蔵している一面もある。これによって、例えば氏族委員会の活動の公共性が高められている例もある。したがって、氏社会の伝統的社会構造や価値規範が、パレスチナ市民社会の形成に否定的にも肯定的にも作用していることがわかる。

しかしパレスチナ社会は、紛争の過程で 大きな社会変動を複数回経験しており、さ らに近代化と共に社会や価値規範は多様化 し、コミュニティも「氏族とその集合体」 というもの以上の存在になっている。この ようにして生まれたコミュニティ内の非伝 統的な領域を満たす市民社会の一部として、 近代的・欧米的価値規範の影響を色濃く受 けたNGO集団が挙げられる。これら組織は 主に医療や教育、農業分野において、技術 サービスの提供をする面でコミュニティと 関係しており、小規模なコミュニティほど その存在感は薄れるが、コミュニティ内の 市民社会組織を多様化させる一翼となって いる。以上の点が、コミュニティレベルに おけるパレスチナ市民社会の特質として指 摘されよう。

### 注

1 中東の民主化問題は中東諸国政権の独裁的・権威 主義的性質から否定的に論じられることが多く、 市民社会の存在に関しても、軍事的に抑圧されて しまっているか、クライエンタリズムの方法で国 家利益の中に包含されてしまっているという議論 が主流である。後者はつまり、もともと中東社会に存在する家父長制的あるいは部族主義的な文化規範や社会制度を利用し、国家が市民社会組織をパトロン・クライエント的な社会関係に取り込んでいるという議論である(Ehteshami 1999、Kamrava 1998等)。一方で近年、政治体制分析のみに依拠せず、社会内部のアクターを地域的枠組みで個別に分析することで、中東社会の特色を捉え、そこから民主化論・市民社会論を答えようとする研究動向も近年現れてきている(Brynen 1995等)。本論文はこの後者の潮流を踏襲している。

- 2 PASSIA (2001: 289) 地方政府省と複数のコミュニティでのインタビュー調査より。
- 3 オスロ合意では、ヨルダン川西岸とガザ地区を、 パレスチナ自治政府が完全主権を持つA地域、自 治政府が行政と警察の権限を持ちイスラエルが安 全保障の権限を持つB地域、イスラエルが完全主 権を持つC地域に分割し、今後A地域とB地域を拡 大していくという枠組みでの和平プロセスが合意 された。
- 4 Governorateも地方政府省の管轄下にあり、当該地域内の各自治体組織とは協力関係をもつ(PAS-SIA 2002: 291)。
- 5 水、電気、ごみ処理、学校、建築許可、道路建設・整備、商店街のコントロール等(PASSIA 2001: 291)。
- 6 労働人口の割合は各コミュニティの評議会でのインタビューに基づく。農業は一般に家族経営で行われるため、農業労働人口の中には、他の仕事を行っている労働力も含まれると考えられる。
- 7 UNSCO (United Nations Office of the Special Coordinator in the Occupied Territories)の推計によれば、2002年の第2四半期時点で、自治区全体における貧困率は約60%(西岸で約55%、ガザで70%)、失業率は50%に達している(UNSCO 2002: 1-2)。
- 8 例えば、1991年には電話所有率は100人に対して約 2.4台であり、1990年代初めには西岸の全コミュニ ティの1%にも満たない37コミュニティにしか電 話網がなく、使用されていた電話は英委任統治時 代からの手動式のものもあった(UNCTAD 1995、 国際協力推進協会 1997)。また1990年代初めにも 電気が通っていない地域は多く、電気が通ってい る地域でも電力の使用量が厳しく制限された。一 方で、当時西岸・ガザ人口の約6%にあたるイス ラエル入植地人口14万人は、西岸・ガザ全体の 54%の電力を使用していた。同様に水の使用につ いても厳しく規制され、特に地方部では恒常的な 水不足に悩まされていた。道路の整備状況も大変 悪く、主要な道路網は1967年の占領以前につくら れたもので、1990年初めには約40%で改修が必要 な状態にあったが、入植地コミュニティに繋がる 道路や入植者がよく使う道路に対しては、根本的 な改善・修復作業が行われてきた(UNCTAD 1995、国際協力推進協会 1997)。社会サービスに 関しては、まず占領政府管轄の病院は占領時代に はほとんど改善されず、そのサービスの質の悪さ や需要に見合わないサービスの供給状況が、UNR-WA (United Nations Relief and Works Agency: 国連パレスチナ難民救済事業機関)や特に民間セ クターの保健・医療サービスの発展へと繋がった (UNCTAD 1996)。教育サービスも政府・民間・ UNRWAの3セクターにより賄われていた。幼稚 園と高校にあたるSecondary Schoolは合わせて155 あり、全て民間セクターにより運営され、占領時 代につくられた8つの大学も、全て民間パレスチ ナ人の財源のみで建てられたものである。
- 9 J. Sullivan (1996), Muslih (1995)、World Bank (1997)、他多数。
- 10 NGOが、特定の専門知識を持ち、特定の地域に限 らず活動し、自らを受益者としないのに対し、地 域的な開発援助活動を行い、自らが受益者となる

ことが多い組織をPeople's Organizationとする。 参考文献:籠橋秀樹(1998)「NGO、ドナー、国 家 開発をめぐる新たなダイナミクス 」(川田順 造他編『開発と政治』、岩波書店)、木村宏恒 (1998)『フィリピン 開発・国家・NGO』、三一 書房。

11 パレスチナ社会に存在し、同社会のあり方を特徴 付けてきた社会集団として、他にゲリラ組織や宗 教組織が考えられるかもしれない。ゲリラ組織は、 PLOの各政党と結びつき、占領下で武力によっ た抵抗活動を行ってきた。現インティファーダ下 でも、ハマスやイスミック・ジハード、ファタハ 等の一部組織が暴力的抵抗活動を行っている。こ れらゲリラ組織の活動内容は、自治区の経済・社 会開発とは直接的に関連しないため、本稿では取 り扱わない。また中東社会を論じる際に、イスラ ム組織の影響力は捨象されてはならない。イスラ ム復興の機運は中東を越え、イスラム世界全体に も広がっている。開発の局面では、イスラム組織 は慈善活動を中心に住民生活を下支えしているこ とが重要な点である。パレスチナ自治区でも、上 述したイスラム政治組織による教育・福祉の面で の慈善活動は活発である。ガザ地域では特にイス ラム勢力の影響力が強く、イスラム政治組織への 住民の支持率が高いことがよく指摘されている。 本稿では、調査地のコミュニティ内アクターの組 織の実態に基づいて開発活動の実際を論じている。 この際、イスラム政治組織による開発活動は NGO・PO組織等の活動として現れるはずだが、各 組織の政治的背景を明らかにできなかったことも あり、確認できていない。したがってイスラム政 治組織に関連する諸団体を統合して、各コミュニ ティ内で組織的な影響力を持った一個の社会集団 として抽出することはできなかった。この困難は、 イスラム政治組織が現在非合法化されており、そ の本体の活動は地下に潜っているなどの政治的現

実にも起因する。本研究の限界と課題の一つはここにある。一般に言われているのは、イスラム組織は急進的な政治組織という側面を持つ反面、教育や、社会福祉、女性や子供の援助等の面で広範な社会開発プログラムを行っており、特に難民や貧困層の間で支持を得ているということである(Mishal 2000: 29)。

- 12 中東社会は「部族社会」と特徴付けられることがあるが、「部族」と「氏族」は異なる。部族とは、基本的に共通の家父長を持つと信じられている親族集団(=氏族)の政治的連合であり、必ずしも血縁・姻戚関係に基づかない。部族は国家体系が明確ではなかったり、政府が脆弱な地域や時代に、他集団と競合し、政治的な自立性を追及する組織として存在する(Eickelman 2000: 117等参照)。ヨルダン川西岸の南部地方には部族の名残として考えられる巨大な親族集団の連合があるが、政治性はあまりない。また"Hamoula"は、ローマ字表記では"Hamula"(ハムラ)とされることが多いが、本稿ではアラビア語の発音により忠実に表記した。
- 13 同じ氏族が複数のコミュニティに存在する場合も あるが、コミュニティを超えた同一氏族間のつな がりは一般に希薄である。
- 14 Hilal & El-Malki (1997). 西岸・ガザの約1500世帯 を対象に行ったアンケート調査に基づく。
- 15 氏族の会合に個人として参加できる年齢は各氏族により異なるが、調査対象地では、16歳か18歳以上であった。パレスチナの社会文化的背景と、高等教育を受けない場合はこれらの年代から仕事をし始めることを鑑みて、これは概ね標準の年齢規定だと推測する。
- 16 事例に挙げた氏族Aは比較的高度に組織化された 氏族の一つである。氏族内の組織化の程度は各氏 族により大きく異なり、Diwanの活動内容や金箱 の運営方法も様々である。しかし貧困家庭の援助 が中心的機能になっていることはほとんどの氏族

に共通している。

- 17 中東世界の男女の生活空間の区分については大塚 (2000: 117)を参照。
- 18 大塚 (2000: 118 119) は、社会空間における男 女の外と内の図式を、単純に公と私や、権力の 在・不在の二元論と重ねることを批判し、女性に よる「家庭内からの政治操作」に言及している。
- 19 1948年の第一次中東戦争時に発生した難民の総称。
- 20 NGOセクターの政治的機能については本稿では取 り扱わないが、同セクターはパレスチナ域内政治 の重要な一翼を担ってきた(田中 1999: 100-102参 照)。
- 21 例えば、食糧・物資援助、診療所の設置や巡回診療、農業技術指導、パソコンの寄付等(2003年9月、調査村のVillage Councilでのインタビュー調査)
- 22 例えば議員の選定の理由として多く聞かれたのは、様々な組織と関係があり活発であること(中央政府機関やNGO組織に関係していること、良いコネクションがあること等)、会計士やエンジニアとしての実務能力があることなどである(2003年9月、複数のVillage Council、Municipalityでのインタビューより)。
- 23 例えば人口1500人の村アブ・シュケイデムのVillage Councilの財源は、ゴミ処理費(一世帯月15シェケル = 約450円、年間で一世帯約5400円×221世帯 = 約120万円)と各書類の発行手数料(一回につき、各20シェケル = 約600円)のみ。第2次インティファーダ後は、ゴミ処理費は70%程しか回収できていない(2003年9月、Village Councilでのインタビュー)。

### 参考文献

遠藤貢. 2000. 「アフリカ「市民社会」論の展開」『国際政治』123: 13-29.

- 大塚和夫 . 2000.「第5章 ジェンダー 消し去られ る身体」『近代・イスラームの人類学』東京大学出 版会: 99-126.
- 国際協力推進協会. 1997. 『西岸ガザ地区(パレスチナ)』(財)国際協力推進協会.
- 田中香織. 1999. 「パレスチナのstate-buildingにおける市民団体の役割」『国際開発研究フォーラム』 14: 91-103.
- 中邨章. 2003. 『自治体主権のシナリオ ガバナン ス・NPM・市民社会 - 』芦書房.
- 吉原和男他(編). 2000. 『<血縁>の再構築:東ア ジアにおける父系出自と同姓結合』風響社.
- Birzeit University Sustainable Human Development Project. 1997. PALESTINE Human Development Profile 1996-1997. Birzeit: Birzeit University.
- Brynen, Rex; Bahgat Korany & Paul Nobel eds.

  1995. Political Liberalization & Democratization in the
  Arab World: Vol.1 Theoretical Perspectives. Rienner
  Publisher.
- Development Studies Programme. 2000. Palestine

  Human Development Report 1998-1999. Birzeit:

  Birzeit University.
- Diamond, Larry. 1999. Civil Society. *Developing Democracy-Toward Consolidation*. The Johns Hopkins University Press: 219-260.
- Ehteshami, Anoushiravan. 1999. Is the Middle East Democratizing? *British Journal of Middle Eastern Studies*. 26(2): 199-218.
- Eickelman, Dale F. 2000. The Middle East and Central

  Asia: An Anthropological Approach. New Jersey:

  Pearson Education Inc. (1st ed. in 1981)
- Sullivan, Denis. J. 1996. NGOs in Palestine: Agents of Development and Foundation of Civil Society. *Journal of Palestine Studies* 25(3): 93-100.
- Kamrava, Mehran and Frank O. Mora. 1998. Civil Society and Democratisation in Comparative Per-

### ヨルダン川西岸(パレスチナ自治区)におけるコミュニティと市民社会

- spective: Latin America and the Middle East. *Third World Quartely.* 19(5): 893-915.
- Hilal, Jamil and Majdi El-Malki. 1997. *Informal Social Support System (non-institutionalized) in the West Bank and Gaza Strip.* Ramallah: MAS (Palestine Economic Policy Research Institute).
- MAS. 1997. The Industrial Survey 1994: Main Results, Report No.1, and Services Survey - 1994: Main Results. Report No.1. Ramallah: MAS.
- Mishal, Shaul & Avraham Sela. 2000. The Palestinian Hamas: Vision, Vilolence, and Coexistence.
  Columbia University Press.
- Muslih, Muhammed. 1995. Palestinian Civil Society.

  Augustus Richard Norton ed. Civil Society in the

  Middle East vol.1. Leiden, New York: Brill.
- PASSIA (The Palestinian Academic Society for the Study of International Affairs). 2002. *PASSIA Diary* 2003. Jerusalem: PASSIA Publication.

- PASSIA. 2001. *PASSIA Diary 2002*. Jerusalem: PAS-SIA Publication.
- UNCTAD. 1996. Prospects for Sustained Development of the Palestinian Economy: Strategies and Policies for Reconstruction and Development. UNCTAD/ECDC/ SEU/.
- UNCTAD. 1995. Developments in the Services Sector in the West Bank and the Gaza Strip, 1967-1990. UNCTAD/ECDC/SEU/7.
- UNSCO (Office of the United Nations Special Coordinator in the Occupied Territories). 2002. The Impact of Closure and Other Mobility Restrictions on Palestinian Productive Activities, 1 January 2002 30 June 2002. Gaza: UNSCO.
- World Bank. 1997. The Palestinian NGO Project A
  Discussion Paper for the Public Draft of April 1,
  1997. West Bank: PECDAR. translated by World
  Bank (from Arabic to English), Jerusalem.